

第六條 大會代議員の任期は大會開催中とし代議員選出方法及

其の組織は理事會の決定に依る

第七條 理事會は組合長 書記長 會計 理事を以て組織し次  
期大會に至るまでの決議執行機關とす

第八條 理事會は必要に應じ専門部會及特別 委員會を構成す  
る事を得

組織 爭議 政治 事業 教育 調査

第九條 本組合の決議方法は兩場一致を原則とす 但し議長不  
得止すと認めたる場合は多數決を以て決議する事を得

### 第三章 役員

第十條 本組合に左の役員を置く

組合長 書記長 會計 理事若干名

第十一條 組合長書記長會計理事は大會に於て選舉し組合長は本  
組合を代表總理し 書記長は組合長を補佐し會計は會

計は會計事務を處理し理事は組合事務の執行に當るもの  
とす

第十二條 理事會は事務取扱上必要に應じ書記を任命する事を得

第十三條 本組合の役員任期は一ヶ年とす但し再選を妨げず

第十四條 本組合の役員の解任は大會又は理事會之をなす

### 第四章 會計

第十五條 本組合の經費は組合費並に理事會の認めたる寄附金を  
以て充當す 但し既納の組合費寄附金は一切返戻せず

第十六條 本組合の入會金は金五十錢にして組合費は金六十錢と  
す

### 第五章 附則

第十七條 本組合は大會又は理事會の決議に依り顧問及相談役を  
置く事を得

第十八條 本組合員にして本組合の統制に違反し其の体面を汚し